

1．件名：玄海原子力発電所3号機 脱気器空気抜き管からの微少な蒸気漏れについて

2．日時：平成30年4月2日 10時00分～11時00分

17時00分～18時00分

3．場所：原子力規制庁 2階会議室

4．出席者

原子力規制庁：

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

吉野企画調査官、菊川主任監視指導官、坂本主任監視指導官、呉屋係長、兵頭原子力規制専門員

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

高須統括監視指導官、上田上席原子力専門検査官、平川検査技術専門職

長官官房 総務課 事故対処室

水野室長補佐

九州電力株式会社：原子力発電本部原子力設備G 課長 他11名

5．要旨

(1) 九州電力株式会社から、平成30年3月30日、玄海原子力発電所3号機において、2次系設備である脱気器空気抜き管から微少な蒸気漏れが確認されたことから、3月31日に発電機を解列し、4月1日から点検を開始した旨、提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し原子力規制庁から、以下の点についてコメントした。

- 今回発生した推定原因を踏まえ、他の設備に対し同様の原因による発生のおそれがないか、確認すること。
- 当該空気抜き管貫通部の断面観察を実施すること。
- 今回の事象を踏まえ、外観点検の方法について検討すること。

(3) 九州電力から了解した旨、回答があった。

6．その他

提出資料：

資料1：玄海原子力発電所3号機 脱気器空気抜き管からの微少な蒸気漏れ点検について

以上